

平成24年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 久留倍遺跡運営委員会ほか52団体  
市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成25年 1月10日
- 4 監査結果報告 平成25年 3月29日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【市民文化部市民生活課】

<p>(1) 地区市民センターの意見書について 補助金交付申請書は、地区市民センターを經由して提出することになっているが、館長名の意見書の代わりに、事業に関連する課長名の意見書となっている事例が見受けられた。補助金交付要綱第8条の規定との整合性を図るよう見直すこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 6月28日 地域的な区分に抛らない活動もあるため、補助金交付要綱第8条に規定する館長からの意見書提出を不必要とするよう要綱改正を行った。</p>
<p>(2) 申請書類の代表者印について 補助金交付請求書に代表者印が漏れている事例が見受けられた。請求書の審査にあたり、不備のないよう確認すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 6月28日 平成25年度から、審査時において、提出書類の不備などが生じないように、チェック表を用いて確認するよう見直した。</p>
<p>また、団体によっては、使用されている印鑑が統一されていない事例が見受けられた。書類の審査にあたり、不備のないよう確認すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 6月28日 平成25年度から、審査時において、提出書類の不備などが生じないように、チェック表を用いて確認するよう見直した。</p>
<p>(3) 補助金額の決定について 補助金の交付額の決定にあたり、千円未満の端数を切り捨てや四捨五入し処理している事例が見受けられた。端数処理の方法を統一するよう改めること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 6月28日 平成25年度の交付額決定時において、千円未満を切り捨てとする処理に統一した。</p>
<p>(4) 実績報告書への添付書類について 実績報告書に実施状況の分かる写真が添付されていない事例が見受けられた。実績報告書の審査にあたり、不備のないよう確認すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 6月28日 平成25年度から、審査時において、提出書類の不備などが生じないように、チェック表を用いて確認するよう見直した。</p>

平成24年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 久留倍遺跡運営委員会ほか52団体  
市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成25年 1月10日
- 4 監査結果報告 平成25年 3月29日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【久留倍遺跡運営委員会】

<p>(1) 遺跡周辺の環境整備について より多くの方に久留倍遺跡を知っていただくため、遺跡周辺のポイントに案内板を立てたり、マップを作成して気軽に遺跡周辺を散策できるよう努力すること。また、久留倍遺跡まつりについては、鉄道会社やウォーク会等に対し効果的な集客のためのPRを行い、地元企業の協賛についても、自主財源としての確保に努力すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 9月30日 平成25年11月10日（日）に開催予定の久留倍遺跡まつりに合わせウォーキングマップを制作する予定であり今後とも周知について工夫することとしている。また、地元企業を中心に協賛を募っており本年度も40社の協力を得て、財源の確保に努めているところである。</p>
<p>(2) 金券等や物品の管理について 補助金で購入した切手については、切手受払簿による管理を行い、使用の目的、枚数等を記録として残すこと。また、スタッフジャンパーについても、貸与簿を作成して貸与者を記録するなど補助金で購入した物品について適切に管理し、無駄をなくし、不正・事故防止を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 9月30日 切手は必要な目的を分かるように記帳し必要数量をその都度購入するようにし在庫を持たないようにした。また、ジャンパーや古代衣装、甲冑など団体で保有している物品について台帳を作成し管理するようにした。</p>

【四日市ウミガメ保存会】

<p>(1) 自然環境の保全について 当該補助金の趣旨を十分に理解し、より多くのウミガメが産卵に集まるよう海岸清掃や外来植物の除去など自然環境の保全に努力し、先駆的で夢のある活動の展開を期待する。 また、市民へのアピールを強化し、より多くの地域住民が参加できるよう工夫するとともに、地域の会員・役員を増やすことにも注力するよう要望する。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 9月30日 平成25年度は当該補助金を受けられる年限が切れたので補助を受けていないが、引き続き活動を継続している。 ホームページ等を通じて市民にアピールを継続しているとともに、地域の企業の協力を得て、活動への参加者が約3割増加している状況にある。</p>
--	--

<p>(2) 金券等や物品の管理について 補助金で購入した切手については、切手受払簿による管理を行い、使用の目的、枚数等を記録として残すこと。また、スタッフジャンパーについても、貸与簿を作成して貸与者を記録するなど補助金で購入した物品について適切に管理し、無駄をなくし、不正・事故防止を徹底すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 9月30日 切手、はがきについては必要数量を正確に把握してから購入するようにし、在庫を持たないように管理することに改め、無駄の削減を図った。また、スタッフジャンパーについては、基本的に会員登録者に配布しており、会員名簿と在庫を整合できるよう管理するようにした。</p>
---	---

【市民文化部市民生活課】

<p>(1) 補助金交付要綱の見直しについて ア 募集要項に補助対象となる経費が例示されているが、補助金の交付を受ける団体によって講師謝礼の報償費が大きく異なっている。報償費の基準を明確にするよう見直しを行うこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成25年 9月30日 活動内容によって状況も異なることから講師謝礼について基準を設けることは困難な面もあるが、市が報償費を支出する時の例を参考に団体に指導していく。</p>
<p>イ 補助率について、事業効果の波及する度合いに応じて差をつけるなどの検討を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成25年 9月30日 当該補助制度は初回の立ち上げ期、2、3回目の中級編、4回目から6回目までの上級編と、回を重ねるごとに補助率を下けている。これは、補助した活動が自立して継続される努力を誘発する意図もあるため、今後とも継続していくとともに、その他の効果的な補助率算定方法について研究をしていきたい。</p>
<p>(2) ボランティア活動等への支援について 本市は、自立した地域社会づくりを促進するため、個性あるまちづくり支援事業費補助金を交付しているが、これらの取組みが自立し継続することが重要である。本来、自立して行うべきボランティア活動の理念を再確認し、各団体がどのように自主財源を確保するのか、また、会員を増やしていくかなど、地域社会づくりを継続していくため、行政がどのような形で支援しバックアップするのか、その方策をよく検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 9月30日 個性あるまちづくり支援事業は平成16年度から本年度で9年目を迎え、その間100団体以上の活動に対して支援を行い、支援を受けられる期間が満了した団体の多くがその後も活動を継続している。このような状況から、提案委託制度など、新たな協働事業の展開を推進することとし、個性あるまちづくり支援事業補助金を平成26年度を以って休止とした。平成25年度は、提案型の市民協働事業委託を試験的に行う予定をしている。</p>